

コーポレートガバナンス・サーベイに係る約款

本約款は、HR ガバナンス・リーダーズ株式会社（以下、「当社」という。）が実施するコーポレートガバナンス・サーベイ（以下、「本 CG サーベイ」という。）に適用されます。

第 1 条（当社の業務）

当社は、第 3 条に従って本 CG サーベイに参加した企業（以下、「参加企業」という。）のうち、取締役会、サステナビリティ、人的資本、指名または報酬等に関連するデータ（以下、「回答データ」という。）の提供を行った企業（以下、「回答企業」という。）に対し、以下の内容のレポートを提供します。ただし、ピア分析レポートは、第 5 条第 1 項の申込みを行った企業（以下、「ピア分析参加企業」という。）に対してのみ提供します。

- (1) 集計結果レポート
各回答企業から提供を受けた回答データについて、集計および分析した結果を記載したレポート。
- (2) ピア分析レポート
ピア分析参加企業および当該企業が任意で選定した回答企業群から提供を受けた回答データについて、集計および分析した結果を記載したレポート。

第 2 条（本 CG サーベイの委託）

当社は、本 CG サーベイの一部を委託することがあります。ただし、委託先の選定および必要かつ適切な監督については当社が責任を負います。なお、当社は参加企業からの求めに応じ、委託の概要について参加企業に報告します。

第 3 条（参加の申込み）

本 CG サーベイへの参加を申し込む企業は、本約款の内容に同意の上、所定の「コーポレートガバナンス・サーベイ参加申込書」および「情報の共同利用についての同意書」を当社に提出すること、または当社ウェブサイトから参加申込みおよび情報の共同利用についての同意手続を行うことにより申込みを行うものとします。当社は、本 CG サーベイへの参加申込みを承諾したときは、参加企業に対して「コーポレートガバナンス・サーベイ web 調査」（以下、「本サイト」という。）のログイン ID およびパスワードを送付します。

2. 当社は、競合他社による申込みの場合など、当社の判断により申込みを承諾しない場合があります。
3. 当社が参加企業に対して本サイトのログイン ID およびパスワードを発送した時点において、参加企業の本 CG サーベイへの参加が確定するものとします。

第 4 条（集計結果レポートの提供）

当社は、一定数の参加企業から本サイトにて回答データの提供を受けたときは、参加企業による本 CG サーベイの回答データ提供後、すみやかに比較および集計を行い、集計結果レポートを作成します。

2. 当社は、集計結果レポートを作成後、すみやかに各回答企業に電子ファイルで提供するとともに、本サイトで閲覧可能な状態にします。

第 5 条（ピア分析レポートの提供）

回答企業がピア分析レポートの提供を受けるにあたっては、当社が定める所定の期間に、所定の「コーポレートガバナンス・サーベイ ピア分析レポート参加申込書」を当社に追加提出する、または本サイトからピア分析レポートの申込手続を行うことにより申込みを行うものとします。

2. 当社は、前項の申込みを行ったピア分析参加企業に対して、ピア分析レポートを作成します。
3. 当社は、ピア分析レポートを作成後、すみやかにピア分析参加企業に電子ファイルで提供するとともに、本サイトで閲覧可能な状態にします。

第 6 条（費用）

参加企業による本 CG サーベイの費用は無料とします。

2. 第 4 条に規定する集計結果レポートの提供は無料とします。
3. 第 5 条に規定するピア分析レポートの提供は、取締役会、サステナビリティ、人的資本、指名または報酬の各領域においてそれぞれ 3 レポートまでは無料とし、4 レポート目以降は 1 レポートあたり 10 万円（税別）をピア分析参加企業は当社に支払うものとします。
4. 当社は、前項の料金を、ピア分析レポートの申込みの翌月末までに請求するものとし、送金費用はピア分析参加企業が負担するものとします。

第 7 条（参加の取止め）

参加企業が翌年度の本 CG サーベイへの参加を取り止めることを希望する場合、参加企業は、翌年度の本 CG サーベイへの参加申込み開始日（以下、「期日」という。）までに、コーポレートガバナンス・サーベイ事務局（houshdata_post@hr.gl.jp）宛に電子メールでその旨を通知するものとします。当社は、回答企業が係る通知を期日までに行わない場合、当該回答企業が翌年度も本 CG サーベイへの参加を継続する意思表示をしたものと見做します。

2. 参加企業が、本 CG サーベイへの参加申込み（前項により本 CG サーベイへの参加を継続する意思表示をしたものと見做す場合を含む。）後、レポートの提供を受ける前に、レポート作成の停止を希望する場合、すみやかにコーポレートガバナンス・サーベイ事務局（houshdata_post@hr.gl.jp）宛に電子メールでその旨を通知するものとします。
3. 第 1 項または前項の場合、当社が当該参加企業に対して、書面または電子メールにより参加取止めの承諾を送付した時点において、参加企業は本 CG サーベイから脱退したものとします。
4. 当社は、参加企業（回答企業を除く。）が翌 3 月 31 日までに回答データの提出を行わない場合、当該参加企業が翌年度は本 CG サーベイから脱退したものと見做します。

第8条（知的財産権の帰属等）

当社が本CGサーベイに関して作成したレポートその他付随する資料（以下、「本件作成資料」という。）に係る著作権等の知的財産権を含む全ての権利は、当社に帰属するものとします。

2. 参加企業は、本件作成資料およびそこに記載される情報を自社の役員、法定・任意問わず各種委員会（委員会に準じる会議体を含む。）の委員および従業員ならびに弁護士、公認会計士その他の法令上の守秘義務を負う専門家に対し、自社分析結果を説明するために必要な範囲で、複製および翻案を行うことができるものとし、当社は、参加企業による係る利用について、著作権人格権を行使しないものとします。
3. 参加企業は、事前に当社の書面による承諾がない限り、本件作成資料およびそこに記載される情報を、前項に掲げる者以外の第三者（以下、「第三者」という。）に開示してはならないものとします。ただし、参加企業が合理的な理由を示して当社に対し第三者への開示承諾を要請した場合、当社は係る要請を不当に拒否しないものとします。

第9条（守秘義務）

参加企業は、本CGサーベイに関する内容を、当社の書面による事前の同意なしに、第三者に開示または漏洩しないものとします。

2. 本条の規定は、参加企業が本CGサーベイへの参加を取り止める意思表示をした後も有効に存続するものとします。
3. 参加企業は、当社が本CGサーベイに参加した事実を、当社が他の参加企業（次年度以降に本CGサーベイへ参加する企業を含む。）に対して開示することおよび当社の取扱実績として対外発信することについて同意します。

第10条（回答データの取扱い）

当社は、各回答企業から提供を受けた回答データを集計および分析した結果（以下、「分析結果」という。）を、当該回答企業に対し報告するものとします。なお、分析結果において、当社は各回答企業の提供した回答データを、当該回答企業に係るデータであると特定ないし識別されない形式に加工するものとします。当社は、分析結果を、コンサルティング業務および分析結果の専門誌への寄稿その他の対外発信において利用することがあります。

2. 参加企業が本CGサーベイに継続的に参加する場合、当該参加企業と当社との間で分析を共同で行う目的は継続するものとし、当社は、当該参加企業から提供を受けた回答データを継続保有するものとします。ただし、保有期間は10年を上限とします。
3. 当社は、当社の従業員に参加企業から提供を受けた回答データを取り扱わせるにあたっては、当該データの取扱いを通じて知り得た個人情報の漏えいまたは盗用を禁止し、そのための十分な措置を講じるものとします。
4. 当社は、参加企業が第7条第3項および第4項に基づき本CGサーベイから脱退した場合、法令等に定めるときを除き必要な業務の終了後すみやかに、当社の責任において当該参加企業の回答データ（前年度以前に当該参加企業から提供を受けたものを含む。）を当社の定める方法に従い、破棄または削除するものとします。
5. 当社は、個人データの漏洩等の事故が発生した場合は、直ちに関連する参加企業に報告するものとし、当該事故の発生が当社の故意または過失によるものであって参加企業に損害が発生した場合には、その損害につき、合理的な範囲で当社は損害賠償責任を負うものとします。
6. 前各項の規定は、第4項に定める破棄または削除をもって効力を失うものとします。

第11条（損害賠償）

前条第5項によるもののほか、参加企業または当社が、故意または重大な過失により相手方に損害を生じさせた場合には、相手方は損害賠償の請求ができるものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

参加企業および当社はそれぞれ、現在、自社および自社の役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力もしくは関与する者をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力もしくは関与する企業、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (6) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (8) 特殊知能暴力集団等（第1号ないし前号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用いまたは暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (9) その他第1号ないし前号に準ずる者
- (10) 第1号ないし前号に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (11) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (12) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(13) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

(14) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2. 参加企業および当社はそれぞれ、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 委託事務に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 参加企業および当社のいずれか一方の当事者が前二項各号のいずれかに該当（その役員が該当する場合を含む。）し、または前二項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方から文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に当該参加企業に係る本 CG サーベイは終了するものとし、

4. 前項により解約通知を受けた一方の当事者は、本 CG サーベイの終了により生じた損害について相手方になんらの請求をしません。ただし、相手方からの損害賠償の請求は妨げません。

第 13 条（免責・不可抗力等）

地震、噴火、津波、戦争、内乱、停電、その他参加企業および当社の合理的な支配を超える事由により、本約款に基づく義務の不履行が生じた場合には、参加企業および当社はその責任を免れます。

2. 本 CG サーベイに係る通信環境および動作環境は参加企業が用意するものとし、当社はそれに起因する不具合等により参加企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 14 条（合意管轄）

本約款に関して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（本約款の変更）

当社は、法令の範囲内で、参加企業の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとします。当社が本約款の変更をするときは、あらかじめ、変更の効力発生時期および変更後の本約款の内容を、変更後の本約款の送付その他当社が適切と判断した方法により参加企業に通知します。本約款の変更の効力は、当該効力発生時期をもって生じるものとし、参加企業が第 7 条に従って参加の取止めの手続を取らなかった場合、当該効力発生時期以降、参加企業は変更後の本約款に拘束されるものとします。

第 16 条（協議事項）

本約款に定めなき事項、および本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、参加企業および当社は信義誠実の原則に従い協議して円満に解決を図るものとします。

附則

制定 2021 年 5 月 1 日効力発生

改定 2022 年 5 月 11 日効力発生

改定 2024 年 5 月 7 日効力発生

改定 2025 年 5 月 7 日効力発生

以 上